

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年7月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月8日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要のある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 36 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
中 央 病 院	令和8年7月7日	加賀委員	柴田委員
河 北 病 院	令和8年7月7日	加賀委員	柴田委員
新 庄 病 院	令和8年7月7日	海老名委員	—
こ こ ろ の 医 療 セ ン タ ー	令和8年7月7日	海老名委員	—
最 上 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
最 上 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
最 上 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
最 上 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月9日	小松委員	柴田委員
置 賜 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月9日	加賀委員	海老名委員
企 業 局	令和8年7月21日	加賀委員	柴田委員

		小松委員	海老名委員
病 院 事 業 局	令和8年7月21日	加賀委員 小松委員	柴田委員 海老名委員
庄 内 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
庄 内 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
庄 内 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
庄 内 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月23日	柴田委員	—
村 山 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
村 山 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
村 山 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
村 山 総 合 支 庁 建 設 部	令和8年7月23日	加賀委員	海老名委員
秘 書 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
広 報 広 聴 推 進 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
人 事 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
行 政 経 営 企 画 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
高 等 教 育 政 策 ・ 学 事 文 書 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
管 財 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
税 政 課	令和8年7月24日	加賀委員	柴田委員
企 画 調 整 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
市 町 村 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
移 住 定 住 ・ 地 域 活 力 拡 大 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
多 文 化 共 生 ・ 国 際 交 流 推 進 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
交 通 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
地 域 交 通 政 策 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員
D X 推 進 課	令和8年7月24日	小松委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 中央病院

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 住居手当について、支給要件喪失の届がなく資格喪失手続が行われておらず、返納を要するもの

令和7年10月～令和8年3月支給分

既支給額 156,000 円

正支給額 0 円

要返納額 156,000 円

- b 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの

令和7年7月支給分

既支給額 8,200 円

正支給額 0 円

要返納額 8,200 円

- c 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和7年6月支給分

既支給額（100 分の 30） 123,942 円

正支給額（100 分の 60） 226,309 円

要追給額 102,367 円

- d 寒冷地手当について、世帯主区分に係る給与システムへの入力漏れにより、追給を要するもの

令和7年11月～令和8年3月支給分

既支給額 0 円

正支給額 41,000 円

要追給額 41,000 円

- e 寒冷地手当について、世帯主区分の認定を誤り、追給を要するもの 3件 合計 48,000 円

主な事例は以下のとおり

令和7年11月～令和8年3月支給分

既支給額 41,000 円

正支給額 57,000 円

要追給額 16,000 円

ロ 河北病院

- (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

- a 期末手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和7年6月支給分

既支給額（100 分の 30） 221,915 円

正支給額（100 分の 100） 739,717 円

要追給額 517,802 円

- b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計 481,162 円

主な事例は以下のとおり

令和7年6月支給分

既支給額（100分の30） 185,312 円

正支給額（100分の100） 617,708 円

要追給額 432,396 円

- c 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の30） 105,111 円

正支給額（100分の0） 0 円

要返納額 105,111 円

- d 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の5） 14,770 円

正支給額（100分の0） 0 円

要返納額 14,770 円

ハ 新庄病院

- (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

（内容）

支出事務が適切でないもの

- a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の60） 204,852 円

正支給額（100分の70） 238,994 円

要追給額 34,142 円

- b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和7年12月支給分

既支給額（100分の80） 262,558 円

正支給額（100分の70） 229,938 円

要返納額 32,620 円

- c 特殊勤務手当の支給が遅延したもの 421 件 合計 5,260,640 円

主な事例は以下のとおり

令和7年4月支給分（令和7年3月分）

支給期日 令和7年4月21日

支給日 令和7年5月21日

支給額 30,150 円

- d 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納及び追給を要するもの
期末手当 令和7年6月支給分

既支給額（100 分の 100） 366,000 円

正支給額（100 分の 30） 99,737 円

要返納額 266,263 円

勤勉手当 令和 7 年 6 月支給分

既支給額（100 分の 0） 0 円

正支給額（100 分の 10） 31,951 円

要追給額 31,951 円

- e 給料及び特殊勤務手当について、介護休暇に伴う給与額の減額を行わなかったことから、返納を要するもの

給料 令和 8 年 1 月～2 月支給分

既支給額 831,600 円

正支給額 123,178 円

要返納額 708,422 円

特殊勤務手当 令和 8 年 1 月～2 月支給分

既支給額 24,000 円

正支給額 3,408 円

要返納額 20,592 円

- f 給料及び特殊勤務手当について、欠勤に伴う給与額の減額を行わなかったことから、返納を要するもの

給料 令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月支給分

既支給額 1,621,800 円

正支給額 354,910 円

要返納額 1,266,890 円

特殊勤務手当 令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月支給分

既支給額 72,000 円

正支給額 15,432 円

要返納額 56,568 円

- g 休日勤務手当について、入力誤りにより過大に支給したことから、返納を要するもの 16 件 合計 793,792 円

主な事例は以下のとおり

令和 8 年 1 月支給分

既支給額 1,011,830 円

正支給額 218,088 円

要返納額 84,663 円

- h 管理職手当及び地域手当について、勤務しなかった期間の管理職手当の支給停止をしなかったことから、返納を要するもの

令和 7 年 6 月～8 月支給分管理職手当

既支給額 330,300 円

正支給額 0 円

要返納額 330,300 円

令和 7 年 6 月～8 月支給分地域手当

既支給額 369,360 円

正支給額 316,512 円

要返納額 52,848 円

ニ 最上総合支庁保健福祉環境部

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

a 児童扶養手当の認定にあたり、所得額の算定を誤り過少に支給したもの

令和 3 年 11 月から令和 7 年 6 月分まで

誤支給額 1,384,690 円

正支給額 1,537,090 円

不足額 152,400 円（うち時効消滅額 46,670 円）

b 児童扶養手当の認定にあたり、年金の加算額等に係る算定方法を誤り過大に支給したもの

令和 6 年 9 月から令和 7 年 6 月分まで

誤支給額 53,660 円

正支給額 0 円

要返納額 53,660 円

(ロ) 不納欠損処分が適切でないもの

(内容)

時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1 年を超えて不納欠損処分を行わないもので、3 万円以上のもの 2 件 合計 166,864 円

主な事例は以下のとおり

生活保護費返還金 時効起算日 平成 29 年 2 月 21 日

時効完成日 令和 4 年 4 月 14 日

不納欠損決議 令和 8 年 2 月 10 日

不納欠損額 127,984 円

ホ 最上総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

調定額を誤った 1 万円以上のもの

県営住宅家賃（令和 7 年 7 月～令和 8 年 1 月分）

誤調定額 198,800 円

正調定額 165,200 円

差額 33,600 円

ヘ 置賜総合支庁建設部

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

a 調定額を誤った 10 万円以上のもの

県営住宅家賃（令和 6 年 4 月～令和 8 年 1 月分）

誤調定額 795,200 円

正調定額 633,600 円

差額 161,600 円

b 調定額を誤った 10 万円未満のもの

県営住宅家賃（令和 7 年 4 月～令和 8 年 1 月分）

誤調定額 342,000 円

正調定額 318,000 円

差額 24,000 円

ト 庄内総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

a 調定額を誤った 1 万円以上のもの

県営住宅家賃（令和 7 年 4 月～令和 8 年 1 月分）

誤調定額 333,000 円

正調定額 298,000 円

差額 35,000 円

b 調定額を誤った 1 万円未満のもの 2 件 合計 900 円

主な事例は以下のとおり

道路占用料

誤調定額 1,830 円

正調定額 970 円

差額 860 円

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

代金の支払を検査が完了した日から 4 箇月を超えてしていないもの

役務費（運転記録証明書交付手数料）

検収日 令和 7 年 5 月 27 日

支払日 令和 7 年 10 月 16 日

支出額 670 円

チ 村山総合支庁総務企画部

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

調定額を誤った 10 万円以上のもの

土地建物使用料（県職員連合労働組合（令和2年度～令和7年度分））

誤調定額 1,552,956 円

正調定額 1,215,906 円

差額 337,050 円

リ 村山総合支庁保健福祉環境部

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

特別児童扶養手当の認定にあたり、障害等級及び期間の認定を誤り、過少に支給したもの

正支給額 1,325,700 円

誤支給額 882,890 円

不足額 442,810 円（うち時効消滅額 227,530 円）

ヌ 村山総合支庁建設部

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

a 落札決定後に積算等の誤りが判明し、落札決定の取消しを行ったもの 2件

主な事例は以下のとおり

街路整備事業（防災・安全交付金）山元蔵増線用地調査等事務委託

b 開札前に公表資料の誤りが判明し、入札を取りやめたもの

令和7年度土砂災害対策事業（砂防自然災害防止）馬見ヶ崎川人道橋更新工事

(ロ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

契約後に積算に誤りがあったことが判明したため、契約を打ち切ったもの

令和6年度（明許）河川流下能力向上・持続化対策事業月布川土砂浚渫業務委託

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（中央病院、新庄病院、病院事業局）

(ロ) 通知、指示時期等が遅延したため事務事業の執行に影響を与えたもので軽微なもの（庄内総合支庁保健福祉環境部）

(ハ) 生活保護費について算定を誤り過大に支給したもの（村山総合支庁保健福祉環境部）

(ニ) 電子メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信したもの（庄内総合支庁保健福祉環境部）

(ホ) 特別児童扶養手当の認定事務が遅れたため、手当の支給が遅れたもの（村山総合支庁保健福祉環境部）

(ヘ) 児童扶養手当の支給が適切でないもの（最上総合支庁保健福祉環境部）

ロ 収入

(イ) 調定額又は収入額を誤った1万円以上のもの（村山総合支庁総務企画部、DX推進課）

- (ロ) 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの（中央病院）
- (ハ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（庄内総合支庁産業経済部、村山総合支庁建設部）
- (ニ) 過誤納金の還付手続が過誤納された日から2箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（村山総合支庁建設部）

ハ 支出

- (イ) 支出額を誤ったもので1万円以上のもの（病院事業局、村山総合支庁総務企画部）
- (ロ) 支払期限内に支払をしていないもの（置賜総合支庁総務企画部）
- (ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（庄内総合支庁建設部）
- (ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（置賜総合支庁産業経済部、庄内総合支庁総務企画部、村山総合支庁保健福祉環境部）
- (ホ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの（置賜総合支庁保健福祉環境部）

ニ 契約

- (イ) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの（置賜総合支庁産業経済部）
- (ロ) 事務手続等が適切でないもの（河北病院）
- (ハ) 入札保証金又は契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもので軽微なもの（病院事業局、村山総合支庁総務企画部）

ホ 財産

- (イ) 使用許可又は貸借契約において期間又は金額が誤っているもの（管財課）
- (ロ) 県有資産所在地市町村交付金の算定を誤ったもの（管財課）